

平成21年6月26日

株 主 各 位

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1

株式会社 京三製作所

代表取締役
社 長 西 川 勉

第144回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、本日開催の当社第144回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項

1. 第144期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第144期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金につきましては、1株につき5円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第4条（公告方法） 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p>	<p>第4条（公告方法） 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第7条（株券の発行） 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 （削除）</p>
<p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第9条（単元未満株式の買増し） 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u>以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>附則</p> <p><u>定款第21条の規定にかかわらず、平成18年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は平成20年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>	<p>附則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u></p>

【お知らせ】

第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されましたので、今後、1単元（1,000株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様は、従来の「単元未満株式買取請求制度」に加え、「単元未満株式買増制度」も利用することができるようになりましたので、お知らせします。

なお、単元未満株式の買取りまたは買増しをご希望される株主様は、お取引口座のある証券会社（特別口座に記録されている場合は三菱UFJ信託銀行株式会社）にお申し出ください。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、西川 勉、渡辺貞綱、日向和雄、戸子台 努、西田繁信、東方久純、江坂文秀、藤本克彦（以上8氏重任）、吉川 節（新任）の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、江坂文秀、藤本克彦の両氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、渡邊弘一氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、北島美樹氏が選任されました。

以 上

本定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役に西川 勉氏が選定され、就任いたしました。

本定時株主総会終了後の監査役会において、常勤監査役に渡邊弘一氏が選定され、就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第144期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にて、払渡しの期間（平成21年6月29日～平成21年7月31日）内にお受け取りください。

口座振込をご指定の方には、同封の「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」のとおり、振込みの手続きをいたしましたので、入金をご確認ください。なお、株式数比例配分方式を選択された方の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）へお問い合わせください。

また、同封しております「期末配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用できますので、お手元に保管ください。

